

「ちょこっと活動・就労・活躍」事業にかかる 情報ステーション登録者募集要領

1 目的

この要領は、「ちょこっと活動・就労・活躍」事業登録実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、宇部市「ちょこっと活動・就労・活躍」事業(以下、「ちょこ活」という。)の推進を図るものとする。

また、会社や家族、子供を中心とした生活から、自分のための生活へシフトするライフステージの転換期を迎え、時間を自由に使える働く意欲のある高齢者の社会参加を促す。要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくるものとする。

2 対象者等

(1) 対象者等

宇部市(以下、「市」という。)に住所を有する企業・事業所・団体で、「ちょこっと活動・就労」登録者募集要領及び「ちょこっと活躍」登録者募集要領(以下、「要領」という。)に関する情報設置に賛同し、設置場所を提供できるものとし、その設置場所は、「ちょこ活情報BOX」として常設できるものとする。

(2) 上記(1)に加え、次に該当すること

ア) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

イ) これまでに法令等に反する活動を行っていないこと。

ウ) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを主たる目的とする活動を行っていないこと。

エ) 暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体に所属していないこと。

3 登録等

(1) 申し込み

ア) 情報ステーション登録希望者は、「5 申し込み先・問い合わせ先」に記載したいずれかの方法(電話を除く)にて、登録申込用紙を多様な働き方確保支援センター(以下「センター」という。)に提出するものとする。

イ) 申し込みの際に、設置可能な指定場所について、写真や図面等任意の様式にて示す資料を添付するものとする。

ウ) その他必要な事項については、センターと協議するものとする。

(2) 登録

センターは、申し込みがあった場合、後日、登録決定通知を送付し、同時に市ホームページへ掲載するものとする。

(3) 登録期間

登録取り消しの事実が発生するまでとする。

(4) 登録の取り消し

要綱及び本要領の目的に反する行為があったとき、又は登録辞退の申し出があったときは、登録の取り消しを行う。また、申し出の方法は、「情報ステーション」登録更新確認書を記載の上、「5 申し込み先・問い合わせ先」に記載のいずれかの方法にて、提出するものとする。

4 ちょこ活に関する情報の設置

設置を希望するもの(以下、「設置希望者」という。)には、センターが情報カードを持参し、直接情報ステーションへ設置するものとする。

5 申し込み先・問い合わせ先

持 参 : 多様な働き方確保支援センター(「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内)

郵 送 : 〒755-0045

宇部市中央町三丁目13番7号 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」内
多様な働き方確保支援センター宛

電 話 : 0836-39-5013

F A X : 0836-39-5184

6 附則

この要領は、平成28年10月11日より実施する。

この要領は、平成30年8月10日より実施する。